

知っておきたいソフトウェア特許関連判決（その8）

—ソフトウェア発明拒絶審決取消事件（広域購買方法システムの拒絶審決の維持）—



ソフトウェア委員会 國生 泰広

1. はじめに

本件で拒絶審決の是非が争われている発明は、商品やデジタルコンテンツのネット販売サービスを広範な地理的範囲の多数のユーザー端末に対して提供するに際し、サーバーやネットワークになるべく負荷を集中させないようにする技術に関するものである。本願発明に対して、デジタル音楽のダウンロード販売によるネット販売システムを引例として進歩性が争われた事案である。

2. 事件番号など

事件番号：東京高裁 平成 17 年（行ケ）第 10485 号

拒絶審決取消訴訟

判決言渡日：平成 18 年 7 月 12 日

被告：特許庁長官

特許出願の出願番号：特願平 11 - 28224

拒絶査定不服審判の番号：不服 2002 - 19144 号

3. 拒絶査定不服審判事件の概要

(1) 特許庁での手続の経緯

本願は平成 11 年 2 月 5 日の出願であって、平成 13 年 3 月 21 日付けの拒絶理由通知に対して同年 5 月 21 日付けで手続補正がなされたが、平成 14 年 9 月 3 日付けで拒絶査定がなされ、これに対し、同年 10 月 2 日に拒絶査定に対する審判請求がなされた。

(2) 本願発明（H13/05/21 付けの補正後の本願請求項 1）

本願発明は、電子商取引サイト等のようなネット上での商品やデジタルコンテンツのオンライン購買のためのシステムの構成に関するものである。従来の電子商取引サイト等では、サイトの中央サーバーへのユーザーアクセスがネットを通じてユーザー端末（以下、

UT と略す）から直接送信されてきたため、非常に多数のユーザー端末からの同時アクセスが中央サーバーに集中して過負荷となる問題があった。本願発明はこれを解決するため、ユーザー端末が地理的分布する各地域ごとに地域サーバー（以下、RS と略す）を設け、中央サーバーと UT は RS を介在して通信するようにして、中央サーバーに保持される商品情報のうち、最近頻繁にアクセスされたものの複製を RS に置いて UT からの同時アクセスの中央サーバーへの集中を防ぐものである。UT から中央サーバーへ送られるべき購買者情報は RS 上で要約情報が集計されて、全ての同時アクセスユーザーの要約情報が一覧表の形でリアルタイムに中央サーバーへ送られ、購買者情報のうち要約情報以外の詳細情報は、システムの負荷が小さい夜間の時間帯などを選んでバッチで中央サーバーへ一括送信される。各 RS は更に決済機関サーバー（以下、ACH と略す）と接続され、UT からの決済情報は RS を経由して、ACH に転送される。このようにして、購買者情報や決済情報のデータ送信がシステムの繁忙期に中央サーバーに集中しないようにしている。

請求項 1 の記載は以下の通りである。

「中央サーバーと、前記中央サーバー及び決済機関サーバーと専用回線で接続されており、ユーザー端末と接続されている複数の地域サーバーと、を具備し、前記地域サーバーは、前記ユーザー端末から送信される購買者情報のうち、既存のシステムに即時に反映させる必要が無い情報については、通信回線の負荷の少ない時間帯にバッチで前記専用回線を通じて前記中央サーバーに送信し、前記ユーザー端末から送信される購買者情報に関連する決済情報を前記専用回線を通じて前記決済機関サーバーに送信することを特徴とする広域購買システム」。

(3) 引用例（特開平 10 - 302150 号公報（H10/11/13 公開））

引用例は MP3 等のデジタル音楽コンテンツのネット販売のシステムであり、以下の構成を有する。

音楽のダウンロード販売のサーバーであるセンターサーバーは、地理的に分散した複数の有人店舗と無人店舗に接続されており、客は音楽の試聴のために音楽をダウンロードして試聴してからクレジットカード決済または現金決済でデジタル音楽コンテンツを購入できる。有人店舗にはローカルサーバー（以下、LS と略す）があり、センターサーバーと通信する各 LS には、客が購入する際に店員が現金決済をするレジスタ部と、音楽の試聴とダウンロードのための試聴端末部（以下、MT と略す）が接続されている。無人店舗には試聴販売端末部（以下、AT と略す）が設置してあり、AT はクレジットカード照会部（以下、CEP と略す）とセンターサーバーに直接ネット接続されている。無人店舗での客の購入時には AT ではクレジットカード決済しかできない。

MT でユーザーが試聴のために音楽データを配信要求すると、該配信要求は LS に送られ、要求された音楽データが LS 上に無い時のみ、センターサーバーへ該音楽データの配信要求を送信する。

店頭で客が音楽データを購入すると売上情報がレジスタ部に入力され、蓄積される。該蓄積された売上情報は店舗の夜間閉店時間帯や特定曜日の特定時間帯にセンターサーバーに一括送信される。

AT で客が音楽データを購入すると、センターサーバーへ音楽データの要求が送信され、該要求に応じて音楽データが AT にダウンロードされ、客はクレジットカード決済のために AT に自分のクレジットカード番号を入力し、AT から CEP に客のクレジットカード番号等が送信され、CEP で決済処理がなされる。

(4) 本願発明と引用例の対比

引用例のセンターサーバーは本願の中央サーバーに該当し、引用例の LS は本願の RS に該当する。引用例の「MT とレジスタ部」と UT とはサーバーに接続される端末という概念に包摂される。引用例の「音楽データの配信要求と売上情報」と本願の「購買者情報」とは、「端末から送信される情報」という概念に包摂

される。

引用例発明の「販売システム」は通信回線網を用いた広域における販売を意図し、本願発明は音楽のソフト販売をも対象としているから両発明は「広域購買システム」という概念で共通する。

(5) 請求人が主張する本願と引用例の相違点

[相違点 1] 本願発明では、RS に接続されている端末が、UT であり、RS に購買者情報を送信するのに対し、引用例発明では、LS（本願発明の RS に相当）に接続されている端末が、MT 及びレジスタのみであって、AT は、センターサーバーと（LS を介さずに）接続されている点。

[相違点 2] 本願発明では、RS が ACH と専用回線で接続され、UT から送信される決済情報が RS を経由して前記 ACH に送信するのに対し、引用例では、AT が CEP（本願発明の ACH に相当）とネットワークを介して直接に決済情報をやり取りする。

[相違点 3] RS が、端末から送信される情報で中央サーバーに送信する情報の内容と送信時期について、本願発明では、UT から送信される購買者情報のうち、既存のシステムに即時に反映させる必要がない情報については、通信回線の負荷の少ない時間帯にバッチで送信するとしているのに対し、引用例発明では、端末から送信される情報のうち、売上情報については、設定された時間帯にバッチで送信されるものである点。

(6) 審判官合議体の判断

①相違点 1 と相違点 2 について

請求人が相違点 1、相違点 2 で主張する本願と引用例との構成の相違は明らかである。しかし、出願時の技術常識やデジタルコンテンツ業界の業界慣行を考慮すれば、LS に接続されている端末として、AT を導入すること、及び、LS を専用線網で CEP とも接続し、前記 AT が送信する購買者情報が、まずは LS に送信されるようにするとともに、前記購買者情報に関連する決済情報を、LS が CEP に送信するように構成することは、技術的な阻害要因が無く、当業者が容易に想到しえたものと判断することができる。

②相違点 3 について

相違点 3 については、引用例発明における LS が識別する情報の分類観点は、端末から送信されてきた情

報が何の情報であるかどうかという観点であって、「既存のシステムに即時に反映させる必要がない情報」かどうかという観点としては記載されていないが、実質的には、引用例発明におけるLSにおいても、既存のシステム（センターサーバー）に即時に反映させる必要があるかどうかという即時性の観点から、情報が分類・位置づけがされ、その分類・位置づけに従って、即時送信するか、バッチで送信するか、という送信処理の選択がなされているということが出来る。

次に、送信時期について検討すると、引用例発明では、売上情報をバッチでセンターサーバーに送信する時間帯は、設定可能であるものの、通信回線の負荷との関係については明記されていない。しかしながら、一般的に、情報をバッチで送信する場合、技術常識からいって、通信回線の負荷が少ないと考えられる時間帯に設定して送信することは当然に発想される。

4. 審決取消訴訟の概要

(1) 主要な争点

- ①原告が主張する上記相違点1～3とそれに対する審判官の判断の妥当性。
- ②引用例では、通信回線種別を限定していないが、本願では通信回線種別を専用回線に限定していることで通信セキュリティの向上が達成される。ここで、複数の通信回線種別から一つを選択したことが選択発明として進歩性が認められるか。
- ③引用例ではLSとCEPの接続態様を特定していないが、本願では各RSと対応するACHが個別に専用回線で接続されているため、決済情報のやり取りに関して引用例よりセキュリティが向上しているとする原告の主張の妥当性。

(2) 裁判所の判断

争点①については、裁判所は審判官合議体の判断をそのまま支持。

争点②については、多様な通信回線種別から専用回

線を選択することは当業者にとって単なる設計事項であるとして原告の主張を排斥。

争点③については本願の請求項にRSがACHと個別的に接続される旨の記載が無いため、その旨の主張が不可と判断。

(3) 判決の結論

原告の審決取消の請求は棄却。

5. 筆者コメント

本判決は、本願発明が引用例に対して進歩性が認められるためには、引用例との形式的な構成の差異が明らかであるだけでは足りず、出願時の技術常識や社会慣行、周知慣用技術、当業者の標準的な創作能力などを考慮しても、引用発明の構成から本願発明の構成が導けないことが必要であるということを示したものである。

本事件では、原告は中央サーバー、地域サーバー、ユーザー端末の間でやり取りされるデータの具体的な内容を明細書、特許請求の範囲に記載していないが、審判請求時の補正により、これら記載を追加していれば審決の結論は変わっていたかも知れない。

また、請求項中の「既存のシステムに即時に反映させる必要がない情報については、通信回線の負荷の少ない時間帯にバッチで送信する」との記載において、通信回線の負荷の少ない時間帯の判別方法について、本願明細書中で何らの説明や示唆も無い。もしもこれが、人間のネットワーク管理者が通信回線の負荷変動を目視で監視し、その結果に応じて人間の管理者が負荷が少ないと判断した時間帯にバッチ送信の時間帯を設定ということならば、この点に関して本願発明は使用目的に応じた情報処理の内容を具体的に開示しているとは言えず、発明の成立性が否定されるか、明細書記載不備（36条4項1号）となる虞があると感じた。

以上

（原稿受領 2007.8.9）